

株式会社デサント

I. COP の対象期間

開始：2015/04/01

終了：2016/03/31

II. 「国連グローバル・コンパクト 4 分野」と CSR レポート及び社内規定等の連関表

UNGC 分野	CSR レポート 2016 の 該当ページ	社内関連規定
最高経営責任者による継続的支持の表明	P.1 P.2	
I. 人権原則	P.1 P.10 P.11 P.12 P.13	<ul style="list-style-type: none"> ・デサント CSR 方針（第 3 条） →Ⅲ.主な関連規定 A 参照 ・デサント倫理綱領（第 7 条、第 8 条） →Ⅲ.主な関連規定 B 参照 ・デサント倫理行動基準 →Ⅲ.主な関連規定 C 参照 ・デサント・サプライヤーCOC（第 2 条） →Ⅲ.主な関連規定 D 参照
II. 労働基準原則	P.9-10 P.13	<ul style="list-style-type: none"> ・労働協約 ・デサント倫理綱領 ・デサント・サプライヤーCOC
III. 環境原則	P.11 P.14	<ul style="list-style-type: none"> ・デサント環境基本理念 →Ⅲ.主な関連規定 E 参照 ・デサント環境方針 →Ⅲ.主な関連規定 F 参照 ・デサント倫理綱領（第 6 条） ・デサント・サプライヤーCOC（第 3 条）
IV. 腐敗防止原則	P.13	<ul style="list-style-type: none"> ・デサント倫理綱領（第 3 条、第 5 条） ・リスク管理規程、リスク管理運用規則 →Ⅲ.主な関連規定 G 参照

Ⅲ.主な関連規定

A.デサント CSR 方針

- 1.デサントグループは、企業理念に基づき、スポーツを通じて人々の身体と心を豊かにし、健全なライフスタイルの創造に貢献します。
- 2.デサントグループは、経済・社会及び環境との関わりの中で求められる期待に、事業活動を通じて応えることによって、社会とともに持続的な相乗発展を目指します。
- 3.デサントグループは、「デサント倫理綱領」に基づき、国内外において人権を尊重し、関連法令及び国際ルールを順守しつつ、高い倫理観と向上心を持って行動します。

B.デサント倫理綱領

1)より良い商品作りとサービスの提供

デサントは、常にお客様を第一に考え、安全かつ高品質な商品作りを目指し、新たな価値の提案によりいきいきとしたライフスタイルの創造に貢献します。

2)社会規範を基本にした法令遵守

デサントは、その事業活動にあたって法令、その他の社会規範を遵守し、社会良識をもって公明かつ公正に行動します。

3)公正で透明な取引と自由な競争

デサントは違法な商取引、社会的に是認されない商取引を行いません。また、商取引によって不当な利益を得たり、与えたりしません。更に、デサントは、贈賄や背任などの法令に反する行為を決して行いません。

4)企業情報の開示

デサントは、特に企業秘密と認められるものを除き、株主はもとより、顧客、投資家、取引先、地域社会など、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業経営と事業活動に関する情報を積極的に正確かつ迅速に開示します。

5)民事介入暴力、その他反社会的勢力及び団体との関係遮断

デサントは、民事介入暴力など市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体からの不当な要求には絶対に応じません。問題が起これば、会社として組織的に対応するとともに警察との連携により対処します。

6)環境への積極的な取組み

デサントは、地球環境保全が最重要課題の一つであることを認識し、「デサント環境基本理念」に基づき、積極的に地球環境保全活動に取組み、持続可能な社会を目指す環境経営に務めます。

7)働きやすい職場環境の構築

デサントは、安全かつ衛生的な職場環境の構築に向けて、定められたルールの遵守を

徹底し、労働災害撲滅や健康管理を行い、豊かな発想と挑戦意欲を発揮できる企業風土を実現していきます。また、デサントは、社員あるいは当社と関係する全ての人々が、仕事を進めるのに直接関係のない、出身地、男女の別、年齢、身体上のハンディキャップなどを理由として嫌がらせや差別を受けないようにします。

8)社会貢献及び国際協力

デサントは、優れた商品、関連するスポーツイベントをお客様に提供することにより、日本国内のみならず、全世界に向けて、広く社会に貢献することを目指します。また、国外の企業や団体と接するときは、それぞれの地域の文化、風習を尊重し、その理解に努めます。

9)役員・幹部社員の責務

役員及び幹部社員は、本倫理綱領を自ら率先垂範の上、管理指導と社内体制の整備を行うとともに、もし本倫理綱領に反するような事態が発生した時は、原因究明、情報開示にあたり、自らを含め責任を明確にして、再発防止策を徹底します。

C.デサント倫理行動基準

(概要)「デサント倫理行動基準」は、「デサント倫理綱領」で定めた9項の観点のそれぞれについて、社員がそれをどのように実践してゆくのかをもう少し掘り下げて説明したものです。全文の記載は割愛させていただきます。

D.デサント・サプライヤーCOC (取引行動規範)

株式会社デサントは、高品質・高機能な商品を求めるだけでなく、サプライチェーンにおける労働条件や環境保全も欠かせない要素として考え、世界スポーツ用品工業連盟(WFSGI)の行動規範に基づき当社の行動規範を次の内容にて策定しました。デサントは、当社商品の全製造委託先に対し、この行動規範に従った事業運営を求めます。

1.法律の遵守

サプライヤーは、その商業活動に関係する国と地域の法律、規則を完全に遵守するものとする。

2.労働条件

サプライヤーは、当該地域での業界の基準が、その地域での法律上の必要条件より高い時には当該地域の業界の基準を優先するものとし、法律上の必要条件が国際的に認められた標準に達しない国においては、次の最低基準を満たすものとする。

①強制労働

サプライヤーは、囚人労働、年季奉公、奴隷労働、その他の形態を問わず、強制労働者を使ってはならないものとする。サプライヤーは、いかなる労働者にも、暴力、暴力の威嚇、またはいかなる形式の脅迫によっても、働くことを強制してはならない。

②差別

サプライヤーは、雇入れ、給料、利益、昇進、訓練、解雇または退職を含む雇用関係において、性別、人種、宗教、年齢、身体障害、性的関心の傾向、国籍、政治的な意見、または社会もしくは民族的な起源を理由として差別してはならないものとする。

③組織及び団体交渉の自由

サプライヤーは、労働者が自ら選択した団体、組合に加入し、団体交渉をする権利を認識し、尊重するものとする。組織及び団体交渉の自由についての権利が法律の下で制限されている場合には、サプライヤーは、労働者の独立した、自由な組織と交渉について、上記と類似の方法を検討するものとする。

④賃金

サプライヤーは、賃金が労働者の基本的な要求を満たすために必須であり、労働者には労働したすべての時間に対して完全に支給すべきことを認識する。例外なく、賃金は、最低賃金または一般的な業界賃金のいずれか高い方に等しいか、または超えなくてはならない。

サプライヤーは、労働者に対し、通常の勤務時間の賃金に加えて、その工場の所在国の法定割増料率か、該当の法律が存在しない国の場合にはその労働者の通常の時間給を越える料率にて、超過時間についての賃金を支払うものとする。

⑤労働時間

サプライヤーは、労働者に対しは、例外的な営業事情の場合を除いて、超過勤務を含んで週 60 時間、またはその地域の法定条件のいずれか少ない時間を超えて労働することを求めないものとする。サプライヤーは、労働者に 7 日間ごとに少なくとも 1 日の休日をとる権利を与えるものとする。

⑥権利と休暇

サプライヤーは、すべての労働者が法定のすべての利益を享受することができることを認識し、これを妨げないものとする。その利益には、食事または食事補助金、交通費または交通費補助金、その他の手当、健康維持、保育、緊急事態・妊娠・病気の場合の休暇、宗教・葬式の為の休暇、社会保障・生命保険・健康保険・雇用保険等の保険の保険料が含まれ得る。

⑦児童労働

サプライヤーは、15 歳未満（工場の所在国の法律が許す場合は 14 歳未満）、または義務教育が 15 歳以上で終了する国においてはその義務教育を終える年齢より若年で労働者を雇用しないものとする。

⑧健康と安全

サプライヤーは、すべての労働者に対し、安全で衛生的な労働環境を提供するものとし、また、仕事に従事することに起因し、これと関連し、もしくはその過程で生じ、または

雇用主の施設の運営の結果として生じる事故や怪我を防ぐ職業上の健康・安全策の実施を促進するものとする。

この職業上の健康・安全策には火事、事故及び有害物質からの防御を含む。サプライヤーは、労働者に対し、適切な照明・暖房・換気システム及び常時使用可能な適切で清潔な衛生設備を提供するものとする。

サプライヤーは、安全と健康に関する方針を策定し、その方針を労働者に明確に伝達するものとする。労働者の住宅が雇用主によって供給される場合は、労働者の住宅についてもこれらの方針と伝達を適用するものとする。

⑨嫌がらせあるいは虐待

サプライヤーは、すべての労働者が、身体的、性的、心理的、あるいは言葉の嫌がらせまたは虐待がない職場を得る権利を持つことを認識し、すべての労働者を敬意と尊厳をもって扱うものとする。

3.環境

サプライヤーは、自らのオペレーションのみならず、パートナー、及び下請企業との関係においても環境保護活動の累進的な改善をなすよう最善の努力を尽すものとする。環境保護活動は以下の事項を包含している。

- ・サステナビリティの原則をビジネス上の判断に組込むこと。
- ・土地、土壌、エネルギー及び水等の天然資源を責任をもって使用すること。
- ・固体・液体・大気の汚染と乱用を減らし、最小化し、なくすこと。
- ・サステナビリティの原則に従い、商品、素材及び技術を設計し開発すること。

4.地域社会との係わり合い

サプライヤーは、その業務の経済的、社会的な影響力を認識し、より広い地域社会の状態を改善するものとする。

5.企業内の独自の規範

サプライヤーは、もし、企業内において倫理規範を作成していない場合には、本取引行動規範をもとに、自らの倫理規範を作成するよう最善の努力を尽すものとする。

6.証明

サプライヤーは、本取引行動規範及びすべての法律・規則の順守を証明するために必要な書類をすべて保存し、デサントの要求に応じ、提示するものとする。また、サプライヤーは、デサントが要求した場合、デサントまたはデサントの指定する第三者による監査を受け入れ、当該監査に協力するものとする。

7.遵守

サプライヤーは、本取引行動規範を遵守するための措置を講じるものとする。サプライヤーは、違反事例がある場合には、それがたとえ、内部、あるいは外部の監査によって見いだされるか否かにかかわらず、適宜、かつ合理的に違反を改善し、再発を防ぐために適切な措置をとるものとする。

E. デサント環境基本理念

デサントは、地球環境保全が最重要課題の一つであることを認識し、企業活動のあらゆる面で積極的・継続的に環境保全に配慮して行動する。

F. デサント環境方針

デサント環境基本理念に基づき、環境保全活動を推進し、環境負荷・環境リスクを低減し、その発生を予防するための行動を積極的・継続的に行う為に、下記の事項を定める。

1. 環境保全活動を推進させるため、「環境委員会」を設置する。
2. 環境関連の法律・規制・協定等を遵守し、環境保全に取り組む。
3. 省資源、省エネルギー、リサイクル、廃棄物の削減に、全ての領域で取り組む。
4. 事業活動が環境に与える影響を的確に捉え、技術的・経済的に可能な範囲で、目的・目標を設定して全員で取り組み、その結果を見直して継続的改善・向上を図る。
5. 環境負荷低減型の商品開発、商品づくりを行う。
6. 環境監査を実施し、環境管理の維持向上に努める。
7. 環境教育を実施し、全従業員の環境方針の理解と、環境に関する意識向上を図る。
8. 環境基本理念、環境方針及び環境保全の実施状況については、必要に応じて公開する。

G. リスク管理規程

(概要)「リスク管理規程」及び「リスク管理運用規則」は、当社に重大な影響を与える事態の発生防止と、万一の発生時の損害・影響の最小化、並びに事業の継続性及び業務の適正性の確保を目的に定めています。